

道路交通騒音・振動測定

株式会社サイエンス
静岡市葵区瀬名中央1-7-55
電話：054-261-8212
FAX：054-262-3798
E-mail：science@vcs.wbs.ne.jp
http://www.science-c.co.jp

自動車が走行することにより音や揺れ、いわゆる騒音や振動が発生します。その騒音や振動は生活する上で、最も身近な環境問題であり、苦情の中で高い比率を占めています。

道路交通騒音測定または道路交通振動測定は、生活する上で好ましくないとされる騒音や振動について現状を把握し、それを評価するために実施しています。

● 方法

(1) 道路交通騒音

対象道路において代表すると思われる日を選定し、基準時間帯の昼間・夜間について「騒音に係る環境基準について」および関連通知に準拠して現地調査を行います。

(2) 道路交通振動

対象道路において代表すると思われる日を選定し、基準時間帯の昼間・夜間について「振動規制法施行規則」に準拠して現地調査を行います。



● 関係法令

(1) 「騒音に係る環境基準について」

(平成10年環境庁告示64号 改正 平成17年環境省告示45号)

・騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
AおよびB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注:1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、医療施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

・道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考: 備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考
 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

- (注)1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道および市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
 (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
 (注)2 「幹線交通を担う道路」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

・騒音に係る環境基準の類型当てはめ

地域の類型	該当地域
A	騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域および第2種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型を当てはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種区域および第4種区域

備考 この表において、騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定に基づく指定地域および同法第4条第1項の規定に基づく騒音の規制基準(平成9年静岡県告示第344号の5、平成8年静岡市告示第51号および浜松市告示第136号)の別表第1(静岡市にあっては第1表)の第1種区域、第2種区域、第3種区域および第4種区域をいい、第1種中高層住居専用地域および第2種中高層住居専用地域は都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定により定められた地

(2) 「振動規制法施行規則」

(振動規制法施行規則第12条、別表第2 平成9年静岡県告示第344号の9)

振動規制法に基づく自動車振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前8時から 午後8時まで)	夜間 (午後8時から 翌日午前8時まで)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル